

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター3号汚泥溶融炉施設溶融設備室天井クレーン修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する3号汚泥溶融炉施設溶融設備室天井クレーンは、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉の維持管理等で使用する天井クレーンである。天井クレーンの操作無線装置が故障し、溶融炉設備の点検整備等ができなくなり、運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務継承されているため、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

随意契約理由書

1 修繕名称

真田山公園事務所 両開扉修繕（緊急）

2 契約相手方

中村工務店(株)

3 随意契約理由

本件は、事務所一般及び産業廃棄物置場の両開扉が、強風により門扉止めを超え元に戻らない状態になるなどの不具合を起し、開閉できなくなったため修繕を行うものである。

上記廃棄物置場は、公園維持管理業務において排出、収集した廃棄物や公園清掃業務委託において清掃、収集した廃棄物を保管している場所であり、普通貨物自動車や廃棄物収集事業者の車両が利用するため、両開き扉を開閉しなければその業務を遂行出来ないものである。また、門扉に不具合が生じている状態では適切な施錠ができず防犯上の問題もあり、至急、修繕の必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築での登録を有し、かつ部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を行うものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

真田山公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

中津中央公園外39公園内子ども見守りカメラ設備修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社コムプランニング

3 随意契約理由

本設備は公園利用者等の安全を図る目的として設置したものであるが、今般、保守管理業務委託遂行中において、故障状態となっているカメラ設備が複数台あることが判明し、その機能が発揮できない状態である。有事の際に警察等が付近の情報収集を行う時に支障がでるため、機能回復を目的に至急修繕を実施するものである。

上記業者は現在、本設備の保守管理業務を受託していることから、現場状況を把握し修繕に必要な資機材、要員を迅速に調達することが可能であり、改めて受注者を選定する事よりも工期の短縮を図ることが可能であるため、随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号及び第6号

5 担当部署

建設局企画部工務課道路公園設備担当

随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園複合遊具修繕（その2）

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、扇町公園に設置している複合遊具のザイル部が経年劣化により摩耗損傷しており、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

扇町公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

城北川寝屋川口水門外 1 監視設備修繕（緊急）

2. 契約相手方

（株）コムプランニング

3. 随意契約理由

今般、城北川寝屋川口水門および城北川大川口水門に設置している監視設備の故障により、両水門の監視が行えない状態となった。

当該監視装置は、水門開閉時に附近の船舶の航行を把握し、水門の開閉による事故を防ぐ目的で設置されているが、現在、監視が行えず、毎日の水門のスケジュール開閉時や気象変化、地震等における水位上昇による水門操作の際にも、現地確認が出来ない為、水門の操作に支障を来しており、早急な復旧を行う必要がある。

今回接続するネットワークは上記業者が設計・構築・設定を行ったものであり、既設設備の構成及び取替部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を行うものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号および 5 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

南港中央公園給水管漏水（その5）修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社 齊藤商会

3 随意契約理由

今般、南港中央公園の多目的広場トイレ横において隣接する止水栓と、ポンプ室前の止水栓が破損し、止水できないことが判明したものである。

また、多目的広場トイレ内においても、給水管とフラッシュバルブが破損し、漏水していることが判明したものである。

このため、一時的に本管止水栓を閉めて止水している状態であるが、多目的広場横のトイレが利用できない状態になっており、利用者に支障となるだけでなく不衛生なため、至急、修繕の必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

長居公園事務所

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 27 年度 庁内情報利用パソコン等機器（建設局）一式長期借入（再リース）

2. 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

3. 随意契約理由

本市では ICT の利活用を推進し、一層の市民サービスの向上と行政運営の効率化・高度化に取り組むために、平成 13 年度より庁内情報ネットワークを利用したパソコン等機器の導入を進めてきており、当該機器は平成 27 年度に導入したものである。

本借入契約は令和 2 年 2 月 29 日付けで借入期間が満了するため、引き続き新規契約による機種更新を行う必要があるが、本年度以外にも他の年度を起点とした借入契約を行っている庁内情報利用パソコンと合わせて更新時期の計画的な調整を行い、運用保守管理の合理的・効率化を図るため、経済的にも安価となる再リースにより当該機器の一部において借入期間の延長を行うものである。

以上のことから、上記業者の製品を引き続き賃貸借する必要があり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質または目的が競争入札に適さない場合）に該当するため、随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課